

○鏡野町企業立地雇用促進奨励金交付要綱

平成19年3月27日
告示第46号

(趣旨)

第1条 町長は、本町内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって地域住民の生活の安定と向上に資するため、予算の範囲内で鏡野町企業立地雇用促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、[鏡野町補助金等交付規則\(平成17年鏡野町規則第47号\)](#)に定めるもののほか、[この告示](#)の定めるところによる。

(定義)

第2条 [この告示](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 公的団体 岡山県、鏡野町、津山市土地開発公社をいう。
- (2) 公的団地 公的団体が造成し、又は分譲している一団の産業団地で、津山産業・流通センターをいう。
- (3) 公的団地用地 公的団体から企業が直接取得(賃借を含む。)した公的団地内の土地をいう。
- (4) 民有地 公的団地用地以外の土地をいう。
- (5) 製造工場 日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。
- (6) 研究所等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 工業製品に係る研究所
 - イ バイオテクノロジーに係る研究所
 - ウ 光通信又は電気通信に係る研究所
 - エ ソフトウェアハウス
 - オ システムハウス
 - カ 高度情報処理産業に係る事業所
 - キ 高度な機械修理業に係る事業所
 - ク ディスプレイ業に係る事業所
 - ケ 非破壊検査業に係る事業所
 - コ デザイン業に係る事業所
 - サ 機械設計業に係る事業所
 - シ エンジニアリング業に係る事業所
 - ス その他本町における産業構造の高度化及び多角化に寄与するとして町長が認める研究所又は事業所
- (7) 物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業を営む者(以下「物流関連事業者」という。)が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場(以下「流通加工場」という。)及び製造業若しくは小売業を営む者(以下「製造業者等」という。)が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場をいう。
- (8) 工場等 製造工場、研究所等、物流施設をいう。
- (9) 中小企業 [中小企業基本法\(昭和38年法律第154号\)第2条](#)に規定する中小企業をいう。
- (10) 新規雇用者等 工場等で従事するために、岡山県内に住所を有しているもの及び鏡野町内に新たに住所を定めた者で、かつ、[健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)、[厚生年金保険法\(昭和29年法律第115号\)](#)及び[雇用保険法\(昭和49年法律第116号\)](#)の被保険者になっているもの。

(交付対象企業等)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公的団地用地に工場等の建設をする場合にあつては、総敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 民有地に工場等の建設をする場合にあつては、次のとおりとする。
 - ア 総敷地面積が2,000平方メートル以上であること。
 - イ 工場等の操業に伴う新規雇用者が30人(中小企業にあつては5人)以上であること。

(計画書の提出)

第4条 [前条](#)の規定による奨励金を受けようとする者は、工場等の建設工事に着手する日までに、工場等建設計画書([様式第1号](#))を町長に提出しなければならない。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の種類、金額及び限度額等は、[別表第1](#)に定めるところによるものとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする企業は、工場等において操業又は事業を開始した日から1年以内に、奨励金交付申請書([様式第2号](#))を町長に提出しなければならない。

2 奨励金は、種類ごとに1回を限度とし、申請できるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、[前条](#)の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 奨励金の交付決定を受けた者(以下「奨励事業者」という。)は、その交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に奨励金の交付申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第9条 奨励事業者は、町長が事業報告を求めるなど奨励金の交付に関し必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、奨励事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

(2) 正当な理由によることなく工場等の操業又は事業の開始後10年以内に営業を休止し、又は廃止したとき。

(3) [この要綱](#)に違反する事実があったとき。

(財産処分制限)

第11条 奨励事業者は、奨励金の交付の対象となった認定工場等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けようとするときは、鏡野町企業立地雇用促進奨励金の対象となった財産の処分承認申請書([様式第3号](#))を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が別に定める場合は、この限りでない。

(書類の提出)

第12条 [この告示](#)に定める書類は、正本1通を町長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 [鏡野町企業誘致奨励条例\(平成17年鏡野町条例第200号\)](#)とは併用しない。

2 [この告示](#)に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 [この告示](#)は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公的団地用地を取得して工場等を新設する場合で、平成23年3月31日までに立地協定又は土地売買契約を締結したものは、なお、従前の例による。

(奨励金の額等の特例)

3 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、[第6条](#)の規定による交付申請した者(特例期間内に立地協定を締結し、[同条](#)の規定による交付申請をしようとする者を含む。以下同じ。)に対する奨励金の種類、金額及び限度額等は、[第5条](#)の規定にかかわらず、[次表](#)に定めるところによる。

種類	工場等建設促進奨励金		工場等用地取得奨励金	雇用促進奨励金	奨励金額
金額	家屋(工場等の用に供する建物部分に限る)に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ下欄の割合を乗じて得た額		工場等を建設するための用地取得に要する経費にそれぞれ下欄の割合を乗じて得た額(一括分譲によるものに限る。)	工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者等1人当たり下欄の金額を乗じて得た額	工場等建設促進奨励金、工場等用地取得奨励金及び雇用促進奨励金を合計した額
公的団地用地	用地取得日から3年以内に着工	100分の10	100分の50	30人まで 200,000円 31人から100人まで 250,000円	限度額2億円

	用地取得日から3年超10年以内に着工	100分の5	100分の25	101人以上 300,000円 (鏡野町に住民登録している新規常用雇用者については、上記額に200,000円を加算する。)	
	用地取得日から10年超で着工	100分の5	100分の25		
民有地	用地取得日から3年以内に着工	100分の5	対象外	30人まで 200,000円 31人から100人まで 250,000円	限度額2億円
	用地取得日から3年超10年以内に着工	100分の5	対象外	101人以上 300,000円 (鏡野町に住民登録している新規常用雇用者については、上記額に200,000円を加算する。)	
	用地取得日から10年超で着工	100分の5	対象外		

備考

- 「固定資産評価額」とは、[地方税法\(昭和25年法律第226号\)第411条第1項](#)の規定により、固定資産課税台帳に登録されたものをいう。
- 「用地取得日」とは、所有権移転の日又は、事業用借地権設定の日をいう。
- 雇用促進奨励金における新規雇用者等の雇用始期は、用地取得日から1年以内に建設に着工する場合は、立地決定日から交付申請書の提出日までであり、用地取得日から1年経過3年以内に着工する場合は、工場等建設計画書提出日から交付申請書の提出日までとする。また、親子関係にある会社からの転籍者は対象としないものとし、鏡野町内への転入者を除く。

(工場等用地取得奨励金の特例)

- 町長は、特例期間において、5,000平方メートル以上の公的団地用地を取得(立地協定の締結を含む。)した者が、当該取得の日(所有権移転の登記を完了した日をいう。)から3年以内に工場等の建設に着工する場合は、[前項](#)の奨励金に、5,000平方メートルを超える面積の用地取得に要する経費に100分の30を乗じて得た額を加算して交付することができるものとする。
- 町長は、工場等建設の目的を達成するため特に必要があると認めたときは、[第6条](#)の規定にかかわらず、土地分譲契約書を締結した日以降、[第4条](#)の規定による計画書の提出とあわせ、奨励金交付申請をすることができるものとし、当該用地の取得の日から3年以内に工場等の建設に着工することの条件を付して、工場等用地取得奨励金を交付することができる。
- 公的団地用地を取得し、奨励金の交付を受けた企業が、特例期間内に新たに公的団地用地を取得する場合は、[第6条第2項](#)の規定にかかわらず、新たに取得する部分について[附則第3項](#)の工場等用地取得奨励金を交付することができる。ただし、この場合は[附則第4項](#)の規定は適用しないものとする。

附 則(平成21年1月30日告示第5号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成22年9月28日告示第140号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日告示第16号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日告示第177号)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年2月1日告示第4号)

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

種類	工場等建設促進奨励金(不動産取得税の建物評価額のうち工場等の用に供する建物部分について表中の割合を乗じて得た額及び償却資産の取得額に表中の割合を乗じて得た額)		雇用促進奨励金(工場等の操業開始に伴う新規雇用者等1人当たり表中の金額を乗じて得た額)	奨励金額(左記奨励金の合計額)限度額
公的団地用地	用地取得日から3年以内に着工	100分の3(津山産業・流通センターにあって)	30人目まで200,000円 31人目から100人目まで250,000円	2億円

		は、償却資産の取得額に乗じる割合は100分の8とする。)	101人目以上 300,000円	
	用地取得日から3年超10年以内に着工	100分の1.5(津山産業・流通センターにあっては、償却資産の取得額に乗じる割合は100分の4とする。)		
	用地取得日から10年超で着工	対象外		
民有地	用地取得日から3年以内に着工	100分の1.5	30人目まで100,000円 31人目から100人目まで125,000円 101人目以上150,000円	1億円
	用地取得日から3年超10年以内に着工	100分の0.75		
	用地取得日から10年超で着工	対象外		

備考

- 1 用地取得日とは、所有権移転の日又は、事業用借地権設定の日をいう。
- 2 雇用促進奨励金における新規雇用者等の雇用始期は、用地取得日から1年以内に建設に着工する場合は、立地決定日から交付申請書の提出日までであり、用地取得日から1年経過3年以内に着工する場合は、工場等建設計画書提出日から交付申請書の提出日までとする。また、親子関係にある会社からの転籍者は対象としないものとし、鏡野町内への転入者を除く。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

鏡野町長

様

所在地
申請者 名称
代表者名

工場等建設計画書

鏡野町企業立地雇用促進奨励金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて計画書を提出します。なお、奨励金交付申請予定額の確認のため、当社の固定資産税課税状況について照会することに同意します。

記

1 工場等建設促進奨励金・雇用促進奨励金

新設工場等の名称		新設工場等の所在地 (団地名)	
新設工場等用地の取得(借地)年 月 日 (面積) (予定)	年 月 日 (m^2)	主要な事業の内容 (予定)	
新設工場等の工期 (予定)	年 月 日 年 月 日	新設工場等の操業開始年月日 (予定)	年 月 日
新設工場等に要する設備投資額(予定)	百万円	新規常用雇用者数 (予定) 内、町内に住所を有する者 (予定)	人 内、町内に住所を有する者 人

2 工場等用地取得奨励金

取得面積	m^2	土地代金完納 (予定)年月日	年 月 日
土地取得費	円		

(添付書類)

- ① 工場等建設計画書(図面添付のこと。)
- ② 用地の取得及び面積を証する書類
- ③ 雇用者の雇入れに関する計画書
- ④ 新設工場等建屋一覧表

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

鏡野町長

様

所在地
申請者 名称
代表者名

奨励金交付申請書

鏡野町企業立地雇用促進奨励金交付要綱第6条の規定により、奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 工場等建設促進奨励金・雇用促進奨励金交付申請額 金 円

認定年月日	年 月 日	認定番号	
新設工場等の名称		新設工場等の所在地 (団地名)	
新設工場等用地の取得(借地)年月日 (面積)	年 月 日 (m ²)	主要な事業の内容	
新設工場等の工期	年 月 日 年 月 日	新設工場等の操業 開始年月日	年 月 日
新設工場等に要した 設備投資額	円	新規常用雇用者数 内、町内に住所を 有する者	人 内、町内に住所を有する者 人
家屋に係る固定資産 評価額	円		

2 工場等用地取得奨励金交付申請額 金 円

取得面積	m ²	土地代金完納年月日	年 月 日
土地取得費	円		

3 奨励金交付申請額 計(1+2) 金 円

(添付書類)

- ① 工場等建設計画書(図面添付のこと。)
- ② 用地の取得及び面積を証する書類
- ③ 償却資産台帳
- ④ 新規常用雇員者一覧表(職業安定所発行の事業所別被保険者台帳一覧等)
- ⑤ 新設工場等建屋一覧表(用途別延べ面積)
- ⑥ 定款(個人にあつては不要)
- ⑦ 法人登記簿謄本(個人にあつては不要)
- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 申請時前3ヵ年分の営業報告書及び町税完納証明書
- ⑩ 不動産取得税納税通知書の写し
- ⑪ 土地に関する全部事項証明書又は事業用借地権設定覚書の写し
- ⑫ 既存の工場等を活用する場合には、既存の固定資産評価証明

様式第3号(第11条関係)

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

鏡野町長 様

所在地

申請者 名 称

代表者名



鏡野町企業立地雇用促進奨励金の対象となった財産の処分承認申請書

年 月 日付鏡野町指令 第 号で交付決定通知を受けた鏡野町企業立地雇用促進奨励金の対象となった財産を処分したいので、鏡野町企業立地雇用促進奨励金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 申請工場等

所在地	
名 称	

2 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処 分 の 理 由

3 処分の相手方

住 所	氏 名	使用の目的	条 件

(注1)「財産の名称」の欄には、生産施設又は福利厚生施設を記載すること。

(注2)「処分の方法」の欄には、目的外使用、譲渡、交換又は貸付けの別を記載すること。